

特定秘密保護法案に関する質問についての回答（追加）

- 1 公文書管理法第3条は、「公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」とし、他の法律又はこれに基づく命令に公文書等の管理についての特別の定めがある場合には、当該特別の定めによる管理（公文書管理法の適用除外）を認めている。

「特別の定め」の例として自衛隊法及び同法施行令や刑事確定訴訟記録法があり、これらの文書については、廃棄に係る内閣総理大臣の同意（公文書管理法第8条第2項）や国立公文書館等への移管（同条第1項）等は適用されない。

今回の法案において、特定秘密については、「特別の定め」を制定して、この公文書管理法の適用除外とするのか。

（回答）

特定秘密が記録されている文書について、他の行政文書と同様に、公文書管理法を適用する方向で調整を行っているところです。

具体的には、特定秘密が記録されている文書についても、指定が解除され保存期間が満了した場合には、他の行政文書と同様に、歴史的公文書等については国立公文書館に移管することとなり、また、それ以外の文書については、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることになるものと考えています。

- 2 公文書管理法の改正が必要ではないか。特定秘密の保護とともに、閣議等の議事録を作成し、30年保存し、保存期間が満了した後に国立公文書館に移管すべきではないか。また、NSCの議事録も、閣議等の議事録に準じて作成、保存及び移管を行うべきではないか。

（回答）

公文書管理法改正法案については、閣議が内閣の最高かつ最終的な意思決定の場であることに鑑みると、公文書管理の観点からは、議事録を作成することが望ましいと考えていますが、本制度は閣議の在り方にもかかわるなど、法制化と法の運用が密接に関係していることから、引き続き政府部内で調整しながら、検討を進めてまいりたいと考えています。

また、日本版NSC（国家安全保障会議）の関連文書の取扱いについては、国家安全保障会議の設置に係る関連法案が成立・施行した後、官邸要路の御指示も仰ぎながら、検討してまいります。

3 特定秘密の指定の更新に制限を設ける考えはないのか。

(回答)

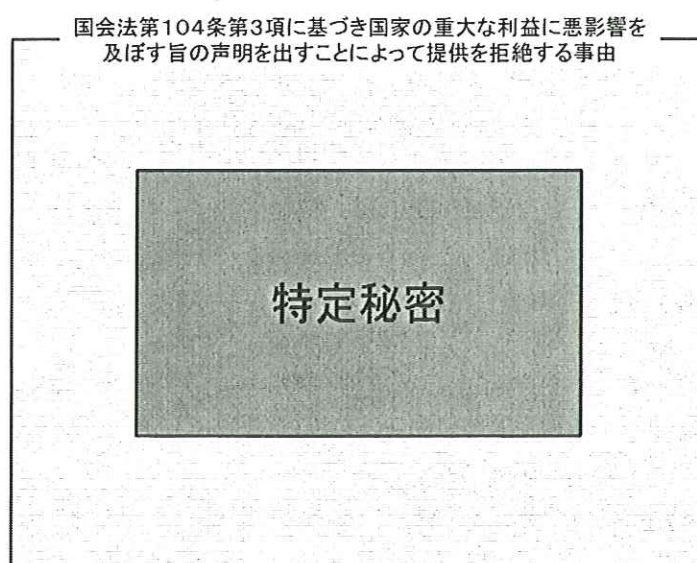
特定秘密の指定の更新についても、有識者の御意見を伺いながら、統一基準を策定し、適切な更新が行われるよう指針を示したいと考えています。

4 国会法第104条第3項の規定に基づき国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の声明を出すことによって提出を拒絶する事由と、特定秘密とは、どちらのほうの範囲が広いのか。

(回答)

国家の重大な利益には、国の安全又は外交上の重大な利益、公安や治安に係る重要なものに加え、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であって重要なものも含まれると考えられます。一方、特定秘密は、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿をすることが必要であるもの（第3条）であり、例えば、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益に関する情報は含まれません。また、特定秘密は、特に秘匿を要するものであるため、その範囲は、一般的な安全保障分野の情報よりも狭くなっています。

したがって、国会法第104条第3項の規定に基づき国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の声明を出すことによって提出を拒絶する事由のほうが特定秘密より範囲が広いものと考えています。



国会法第104条第3項に基づき提供を拒絶する事由と特定秘密との関係  
(イメージ)

5 国会へ特定秘密を提供するための要件として「政令で定める措置」を講じることとされているが、こういった内容を政令で定めることを想定しているのか。

(回答)

政令では、特定秘密を保護するために講じる措置を、特定秘密が記載された記録を非公表とすることや、特定秘密を知る者の範囲を制限することといった形で、一般的に規定することを予定しています。

具体的にどのような措置を講ずることが適当であるかは、国会においてご議論いただくものと考えています。

6 本法案では、行政機関の長は、適性評価についての苦情に誠実に対応するよう求められているが、誠実に対応するだけでなく、迅速に対応すべきと考えるが、いかがか。

(回答)

適性評価についての苦情に迅速に対応することも、誠実に対応することの一環として、当然これに含まれているものと考えています。

7 適性評価の調査に当たって使用する質問票は公開するのか。

(回答)

質問票は、公開することを予定しています。

8 刑罰法規に触れないが、本法案の管理侵害行為に該当する行為の例として、こういったものがあるのか。

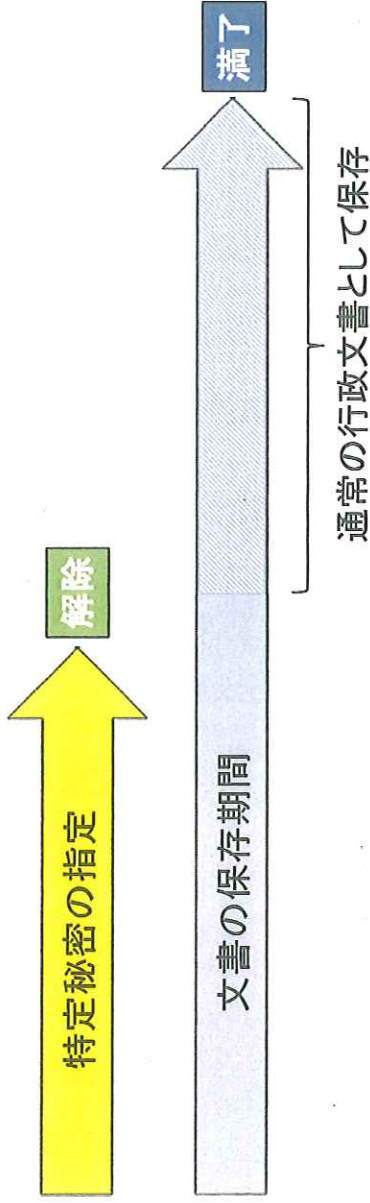
(回答)

例えば、住居侵入に当たらない場合であって、施設の管理者の同意を得ずに特定秘密を取り扱う会議室等に盗聴器を置く行為が考えられます。



## 特定秘密と公文書管理法との関係(イメージ)

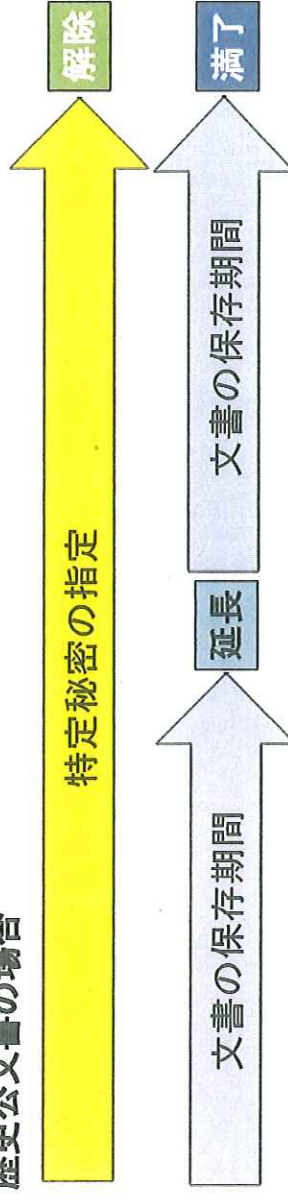
### 1 特定秘密の指定の解除後に文書の保存期間が満了する場合



- 歴史資料として重要な公文書(歴史公文書等)に該当するものは国立公文書館等に移管。
- それ以外の文書は、内閣総理大臣に協議の上、廃棄

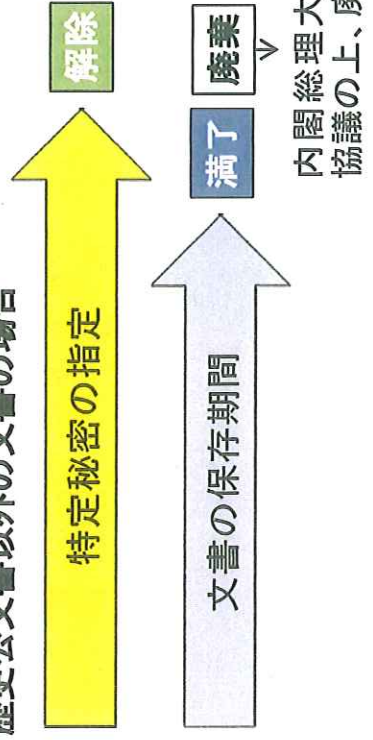
### 2 特定秘密の指定の解除前に文書の保存期間が満了する場合

#### (1) 歴史公文書の場合



国立公文書館等に移管

#### (2) 歴史公文書以外の文書の場合



内閣総理大臣に協議の上、廃棄

# 国立公文書館等への移管と廃棄

